

医療安全管理指針

この指針は、医療従事者の個人レベルでの医療事故防止対策と、医療施設全体での組織的な医療事故防止対策の二つの対策を推し進めることによって、医療事故の発生を未然に防ぎ、患者さんが安心して安全な医療を受けられる環境を整えることを目指しています。
鎌ヶ谷総合病院(以下「当院」とする)における医療安全管理体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることができるように作成しました。

1. 医療安全管理対策のための委員会・組織に関する基本的事項

① 医療安全管理対策委員会

患者さんに安全と安心の医療を提供することは医療従事者の最優先事項であり、医療従事者の大きな義務及び責任です。適正な組織体制を築き、医療安全管理対策を企画・実施します。医療安全管理者と医療安全管理部門、医療安全推進ワーキンググループと連携するとともに、全部門に医療安全推進委員を配置し、医療安全対策の共有と実施・評価を推進していきます。

② 医療安全管理部門

医療現場の事故防止や安全対策について、定められた構成員が各部門における医療安全対策の実施状況の評価に基づき医療安全確保のための業務改善計画を進めます。また、医療安全管理対策委員会や患者相談窓口と連携し、医療安全対策に係る取り組みの評価を行うカンファレンスを定期的に実施します。

2. 職員研修に関する基本方針

医療安全管理のための基本的考え方及び具体的方策について、全職員に対し周知徹底を図ることを目的とした研修を年2回程度行います。

3. 事故報告等の医療に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

部署責任者と医療安全推進委員は医療安全管理者と協働して、部署のインシデントレポートを基に原因分析および改善策、評価を行うと共に、医療安全管理部門ならびに医療安全推進ワーキンググループは、事故再発防止を図る活動を展開します。

4. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

医療側の過失有無に関わらず、可能な限り当院内総力を結集して患者さんの救命と事故拡大防止に力を尽くします。また、当院内のみで対応が困難と判断された場合には速やかに他の医療機関等協力を求め、それに必要なあらゆる情報・資材・人材を提供します。また、救命措置に支障をきたさない限り速やかに、事故の状況・現在の回復措置・その見通しについて、患者さん本人・ご家族などに誠意をもって説明します。

① 患者さんに対する指針閲覧に関する基本方針

本指針は、患者さん及びその家族からの閲覧要求があった場合はこれに応じます。

② 患者さんからの相談への対応に関する基本方針

患者さん及び家族並びに利用者さんからの疾病に関する医学的な質問や生活上及び入院上の不安等、様々な相談に対応する「患者相談窓口」を設置します。相談窓口等の担当者と医療安全管理者は、密接な連携を図り、患者さん及び家族並びに利用者さんの相談及び支援を致します。

③ 医療安全の推進のための基本方針

医療安全管理マニュアルは、必要に応じて改訂を行い、改訂後全職員に周知します。

2025年12月
病院長



医療法人徳洲会 鎌ヶ谷総合病院